○国税庁告示第八号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十三年国税庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月十八日

国税庁長官　稲垣　光隆

須賀川税務署の項中「九十六番地」を「百三十五番一号」に改め、厚木税務署の項中「岡田三千五十番地」を「水引一丁目十番七号」に改め、中京税務署の項中「柳馬場通二条下ル等持寺町十五」を「西ノ京笠殿町三十八」に改める。

○国税庁告示第九号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する個人情報の開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十七年国税庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月十八日

国税庁長官　稲垣　光隆

須賀川税務署の項中「九十六番地」を「百三十五番一号」に改め、厚木税務署の項中「岡田三千五十番地」を「水引一丁目十番七号」に改め、中京税務署の項中「柳馬場通二条下ル等持寺町十五」を「西ノ京笠殿町三十八」に改める。

○農林水産省告示第七百八十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年六月十八日

農林水産大臣　林　芳正

Ⅰ　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第23444号
2　品種登録の年月日　平成26年６月18日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Camellia L.
4　登録品種の名称　金沢秋芳（かなざわしゅうほう）
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
千田清司
石川県金沢市高畠１丁目246番地
7　出願公表の年月日　平成24年８月21日

1　品種登録の番号　第23445号
2　品種登録の年月日　平成26年６月18日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Chimonanthus Lindl.
4　登録品種の名称　くるめ朧月（おぼろづき）
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社鹿毛真耕園
福岡県久留米市大橋町常持894番地
7　出願公表の年月日　平成23年８月19日

1　品種登録の番号　第23446号
2　品種登録の年月日　平成26年６月18日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Dracaena Vand. ex L.
4　登録品種の名称　フツラ
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Florali Licensing B.V.
Violiervaart 71, 2724VS Zoetermeer, The Netherlands
7　出願公表の年月日　平成25年７月５日

1　品種登録の番号　第23447号
2　品種登録の年月日　平成26年６月18日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Eriobotrya Lindl.
4　登録品種の名称　はるたより
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
長崎県
長崎県長崎市江戸町２番13号
7　出願公表の年月日　平成25年２月１日

1　品種登録の番号　第23448号
2　品種登録の年月日　平成26年６月18日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Fagopyrum esculentum Moench
4　登録品種の名称　あきあかね
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
国立大学法人信州大学
長野県松本市旭三丁目１番１号
タカノ株式会社
長野県上伊那郡宮田村137
7　出願公表の年月日　平成23年11月９日

1　品種登録の番号　第23449号
2　品種登録の年月日　平成26年６月18日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Gerbera L.
4　登録品種の名称　INGEBEVHON
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
愛知県長久手市砂子607番地
7　出願公表の年月日　平成24年８月21日

1　品種登録の番号　第23450号
2　品種登録の年月日　平成26年６月18日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Gerbera L.
4　登録品種の名称　INGEBEVROS
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
愛知県長久手市砂子607番地
7　出願公表の年月日　平成24年８月21日

1　品種登録の番号　第23451号
2　品種登録の年月日　平成26年６月18日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Primula L.
4　登録品種の名称　グリーンプリンセスディーロズ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
酒井大
長野県伊那市大字東春近4184番地
7　出願公表の年月日　平成23年７月26日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県庄原市峰田町字真奈志１〇五四の二ノ一〇五八

二　指定の目的　水源の涵養（かんよう）

三　指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月十八日

農林水産大臣　林　芳正